

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 都市再生特別措置法の規定による都市再生推進法人の指定【建築都市局都市再生推進部都市再生企画課】		2
	◇ 公 告	
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】		3
	◇ 上下水道局	
○ 請負契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部総務課】		5
	◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程【交通局総務経営課】		7
○ 北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】		13
	◇ 公営競技局	
○ 北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程【公営競技局総務課】		16
○ 北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】		22

北九州市告示第451号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第118条第1項の規定により都市再生推進法人を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市再生推進法人の名称
一般社団法人八幡東田エリアマネジメント
- 2 都市再生推進法人の住所
北九州市八幡東区東田一丁目5番3号
- 3 都市再生推進法人の事務所の所在地
北九州市八幡東区東田一丁目5番3号

北九州市公告第833号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月14日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	汐井町牧山海岸線道路改良工事（4-4）
	工事場所	北九州市戸畑区牧山海岸
	工事内容	工事長 48.4メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和5年10月27日まで
	予定価格	1億486万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	総合評価落札方式	適用する。
	その他	この工事は、週休2日工事（発注者指定型）の試行対象工事である。詳細については、特記仕様書を確認すること。
	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和3年度又は令和4年度に発注した予定価格（注4）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和4年12月12日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1）この公告の日から令和4年12月19日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2）令和4年12月20日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1）令和5年1月19日及び同月20日 午前9時から午後7時まで （2）令和5年1月23日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	令和5年2月7日 午前9時	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1）この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2）入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 （3）この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

- 注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。
- 注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。
- 注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。
- 注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。
- 注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第136号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年12月14日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	東丸山町他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市八幡東区東丸山町地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径75ミリメートル 150、2メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から240日間
	予定価格	4,463万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事業（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業又は土木工事業（軽微な工事業（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業（管更生工事業、軌道工事業及び本市が指定した特殊工事業を除く。）で令和4年12月12日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和4年12月19日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和4年12月20日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和5年1月19日及び同月20日 午前9時から午後7時まで (2) 令和5年1月23日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和5年1月24日 午前9時
	最低制限価格	設ける。
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事業執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事業をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市交通局管理規程第9号

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月14日

北九州市交通局長 福本 啓二

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程
(北九州市交通局就業規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局就業規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第35条の3を削る。

第43条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第43条の2第2項ただし書及び第3項、第45条第3項、第54条第2項本文、第1号及び第2号並びに第9項、第54条の2第1号及び第2号、第60条の5第2項並びに別表第2の4の項、8の項、9の項及び18の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市交通局就業規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第9号。以下「就業規程」という。)第43条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2第1項中「北九州市交通局就業規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第9号。以下「就業規程」という。)」を「就業規程」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項を削る。

第4条の3を削り、第4条の4を第4条の3とする。

第15条第1項第1号中「料金(以下)」を「料金(第3号及び次項第1号において)」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え

、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号アからスまで以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

付則に次の9項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

29 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第32項において「特定日」という。）以後当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項並びに第7条第2項及び第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

30 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

31 付則第29項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員及び非常勤職員

（2） 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第3号に規定する職を占める職員

32 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第34項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第29項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に

切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(管理者が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第29項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

3.3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第29項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。

3.4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第29項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第32項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

3.5 付則第32項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第29項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

3.6 付則第32項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第27条第3項及び第29条第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第32項、第34項又は第35項の規定による給料の額との合計額」とする。

3.7 付則第29項から前項までに定めるもののほか、付則第29項の規定による給料月額、付則第32項の規定による給料その他付則第29項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円

間勤務職員	237,300	255,200	283,100	309,100	352,700	412,800
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	234,400	236,500	243,000	271,300

(北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年北九州市交通局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第4条の3」を「第4条第2項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第10項の規定は、令和4年12月14日から施行する。

(北九州市交通局就業規程の一部改正に伴う経過措置)

2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号)付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、同条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第1条の規定による改正後の北九州市交通局就業規程の規定を適用する。

(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

3 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第9項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした

場合に適用される第2条の規定による改正後の北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与規程第3条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、北九州市交通局就業規程第43条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与規程第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与規程第3条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市交通局就業規程第43条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第15条第2項第2号及び第21条第3項の規定を適用する。
- 7 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第4条第1項、第4条の2第2項、第7条、第11条、第12条及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例第6条第3号に規定する職を占める暫定再任用職員が、付則第3項又は第5項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。
- 9 新給与規程付則第29項から第37項までの規定は、北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

(その他の経過措置)

10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

付則別表

給料表	職務の級	基準給料月額
企業職給料表(一)	5級	309,200円
	6級	349,600円

北九州市交通局管理規程第10号

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月14日

北九州市交通局長 福本 啓 二

北九州市交通局就業規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第60条の6」を「第60条の7」に改める。

第43条の3第1項ただし書中「勤務時間」の次に「（地公法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた職員（以下「高齢者部分休業職員」という。）にあっては、勤務時間から高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下「勤務時間等」という。）」を加える。

第54条第2項本文中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、同項第1号及び第2号中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、「の勤務時間」を「の勤務時間等」に改め、同項第3号中「の勤務時間」を「の勤務時間等」に改め、同条第9項中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、「これ」を「、これ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「はさんで」を「挟んで」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「前3項」を「前4項」に、「よりがたい」を「より難しい」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項第2号アからウまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「（高齢者部分休業職員である者を除く。）」を加え、同項第3号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 4時間を下らず4時間40分を超えない時間の範囲内において勤務時間等を定められた日の年次休暇は、半日単位の年次休暇とする。

第54条の2本文中「勤務時間」を「勤務時間等」に、「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同条各号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第5章中第60条の6を第60条の7とする。

第60条の5第2項中「60日（」及び「以上の」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第43条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 高齢者部分休業職員（育児短時間勤務職員等である者を除く。）、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員 第43条各項（第3項を除く。）の規定により定められたその者の勤務時間等を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た率

(2) 高齢者部分休業職員（育児短時間勤務職員等である者に限る。）

第43条第3項の規定により定められたその者の勤務時間等を同項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た率

第60条の5に次の3項を加える。

3 介護休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日単位の介護休暇は正午で区分し、1時間単位の介護休暇は1日を通じて4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする次条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。

4 第2項に規定する介護休暇の日数の算定に当たっては、半日又は1時間を単位とする介護休暇を受けた日は、1日とする。

5 第54条第4項、第7項及び第9項の規定は、介護休暇について準用する。

第60条の5を第60条の6とし、第60条の2から第60条の4までを1条ずつ繰り下げ、第60条の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

第60条の2 職員の高齢者部分休業については、北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年北九州市条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

第101条第1項中「、60条の3」を「から第60条の4まで」に改める。

別表第2の4の項中「5日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第43条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第60条の6第2項各号に定める率」に改め、同項備考の欄第3号中「第54条第5項、第6項及び第8項」を「第54条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の6の項備考の欄第3号中「第54条第5項、第6項及び第8項」を「第54条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の8の項中「3日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第43条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第60条の6第2項各号に定める率」に改め、同項備考

考の欄第3号中「第54条第5項、第6項及び第8項」を「第54条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の9の項中「5日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第43条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第60条の6第2項各号に定める率」に改め、同項備考の欄第3号中「第54条第5項、第6項及び第8項」を「第54条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の10の項備考の欄第3号及び11の項備考の欄第3号中「第54条第5項、第6項及び第8項」を「第54条第4項、第6項、第7項及び第9項」に改め、同表の18の項中「4日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第43条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第60条の6第2項各号に定める率」に改め、同項備考の欄第3号中「第54条第6項及び第8項」を「第54条第4項、第7項及び第9項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部改正)
- 2 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。
第15条第2項第2号アからスまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「、地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員」を加える。

北九州市公営競技局管理規程第5号

北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月14日

北九州市公営競技局長 三浦隆宏

北九州市公営競技局職員就業規程等の一部を改正する規程

(北九州市公営競技局職員就業規程の一部改正)

第1条 北九州市公営競技局職員就業規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第2項ただし書及び第3項、第11条第3項、第22条第2項本文、第1号及び第2号並びに第10項、第23条第1号及び第2号、第26条第2項並びに第28条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

別表第2の備考各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市公営競技局職員就業規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号。以下「就業規程」という。)第9条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第1項中「北九州市公営競技局職員就業規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号。以下「就業規程」という。)」を「就業規程

」に、「その者」を「当該職員」に、「次項及び第11条第1項」を「第11条第1項及び付則第13項」に改め、同条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第18条第1項第1号中「料金（以下この項及び次項）」を「料金（第3号及び次項第1号）」に改め、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に、「この項」を「この号」に改め、同号ただし書中「この項」を「この号及び第3号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号アからスまで以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改める。

第28条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該職員」に改める。

付則に次の9項を加える。

（定年引上げに伴う措置）

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第15項において「特定日」という。）以後当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

14 付則第12項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される常勤職員及び非常勤職員

（2） 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条第5号に規定する職を占める職員

15 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされ

た職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 16 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と付則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額」とする。
- 17 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第15項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 付則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 付則第15項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第30条第2項及び第31条第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第15項、第17項又は第18項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 20 付則第12項から前項までに定めるもののほか、付則第12項の規定による給料月額、付則第15項の規定による給料その他付則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別表第1の給料表(1)の表の再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表の再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	237,300	255,200	283,100	309,100	352,700	412,800	482,400

(北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市公営競技局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年北九州市公営競技局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第6条」を「第4条第3項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第10項の規定は、令和4年12月14日から施行する。

(北九州市公営競技局職員就業規程の一部改正に伴う経過措置)

- 2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北九州市条例第20号)付則第23項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、同条例付則第21項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第1条の規定による改正後の北九州市公営競技局職員就業規程の規定を適用する。

(北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第9項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第2条の規定による改正後の北九州市公営競技局企業職員

の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「に、北九州市公営競技局職員就業規程第9条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与規程第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、北九州市公営競技局職員就業規程第9条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第18条第2項第2号、第21条第3項及び第28条第3項の規定を適用する。
- 7 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程第4条第1項及び第2項、第8条、第9条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間、北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正後の北九州市職員の定年等に関する条例第6条第5号に規定する職を占める暫定再任用職員が、付則第3項又は第5項の規定により給料月額を算定する場合において、付則別表の左欄に掲げる給料表の同表の中欄に掲げる職務の級に該当するときは、当該暫定再任用職員の給料月額は、当該給料表及び職務の級の区分に応じた同表の右欄に掲げる基準給料月額とする。
- 9 新給与規程付則第12項から第20項までの規定は、北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。

（その他の経過措置）

- 10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必

要な経過措置は、管理者が別に定める。

付則別表

給料表	職務の級	基準給料月額
給料表（１）	５級	３０９，２００円
	６級	３４９，６００円
	７級	３９８，８００円

北九州市公営競技局管理規程第6号

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月14日

北九州市公営競技局長 三浦隆宏

北九州市公営競技局職員就業規程の一部を改正する規程

北九州市公営競技局職員就業規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項ただし書中「勤務時間」の次に「（地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けた職員（以下「高齢者部分休業職員」という。）にあつては、勤務時間から高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間。以下「勤務時間等」という。）」を加える。

第22条第2項本文中「前項」を「前項本文」に改め、「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、同項各号中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、「の勤務時間」を「の勤務時間等」に改め、同条第4項中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同条第6項第1号中「8時間」の次に「（1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間等の時間数が同一でない職員については、管理者が別に定める時間数）」を加え、同項第2号アからウまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「（高齢者部分休業職員である者を除く。）」を加え、同項第3号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同条第9項中「はさんで」を「挟んで」に改め、同条第10項中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加える。

第23条本文及び各号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第26条第2項中「60日（」及び「以上の」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高齢者部分休業職員（育児短時間勤務職員等である者を除く。）、定年前再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員 第9条各項（第3項を除く。）の規定により定められたその者の勤務時間等を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た率
- (2) 高齢者部分休業職員（育児短時間勤務職員等である者に限る。）

第9条第3項の規定により定められたその者の勤務時間等を同項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た率

第28条第2項中「30日（」の次に「高齢者部分休業職員、」を加え、「第9条第4項又は第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数」を「第26条第2項各号に定める率」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業）

第30条の2 職員の高齢者部分休業については、北九州市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年北九州市条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

別表第2の備考各号列記以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「、高齢者部分休業職員」を加え、同表の備考第2号中「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

2 北九州市公営競技局企業職員の給与に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号アからスまで以外の部分中「育児短時間勤務職員等」の次に「、地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた職員」を加える。